令和7年度 剣道段位審査会開催要項

1 審査期日・審査会場・審査範囲・申込期日

第1回剣道段位審査会 初段~五段 令和7年5月18日(日)

場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)

受 付 9時~9時15分

申込期日 令和7年4月21日(月)必着

第2回剣道段位審査会 初段~五段 令和7年8月31日(日)

場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)

受 付 9時~9時15分

申込期日 令和7年8月4日(月)必着

第3回剣道段位審査会 初段~五段 令和7年11月24日(月·祝)

場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)

受 付 9時~9時15分

申込期日 令和7年10月27日(月)必着

第4回剣道段位審査会 初段~五段 令和8年2月11日 (水・祝)

場 所 ロート奈良武道場(奈良市中央武道場)

受 付 9時~9時15分

申込期日 令和8年1月13日(火)必着

2 申 込 方 法 申込用紙(様式1・様式2・様式4をA4にコピー)に必要事項を記 入の上、所属団体を通じて一括して申し込むこと。

初段受審者は1級証書の写しを提出すること。

学科試験の解答用紙(原稿用紙に鉛筆で記入)を同封すること。

- 3 受 審 料 配布している、連盟所定の払込取扱票を必ず使用し、払込受領証の写 しを様式2に添付すること。
- 4 申 込 先 〒630-8115 奈良市大宮町5丁目3-14 不動ビル505号 一般財団法人 奈良県剣道連盟
- 5 合格者登録 合格者には、登録料納付払込取扱票を配布するので、各自<u>1週間以内</u> に所定の登録料を振り込むこと。 なお、振り込みの無い場合は合格を取り消す。

6 審査科目

初段 実技稽古2回 日本剣道形太刀の形1本目より3本目 学科 二段 実技稽古2回 日本剣道形太刀の形1本目より5本目 学科 三段 実技稽古2回 日本剣道形太刀の形7本 学科 四段 実技稽古2回 日本剣道形太刀の形7本・小太刀の形3本 学科 五段 実技稽古2回 日本剣道形太刀の形7本・小太刀の形3本 学科

※実技合格者は形審査を受けることが出来、形審査合格者は学科審査を受けることが 出来る。

※学科審査については、74ページの受審する段の問題を、市販の原稿用紙に鉛筆で書き、右側欄外に受審段位、所属団体、氏名を必ず記入し、段位審査申込書と一緒に提出すること。提出された解答用紙は返却しない。

※社会体育指導員資格初級の認定を受けた者は、五段の学科審査を免除する。

その場合は、認定証のコピーを申込書に添付すること。

7 受審資格

初段	1級受有後6ヶ月以上修業した者で、 満13歳以上の者	
二段	初段受有後1年以上修業した者	
三段	二段受有後2年以上修業した者	
四段	三段受有後3年以上修業した者	
五段	四段受有後4年以上修業した者	

[※]年齢基準は審査当日 ※段位取得の基準は月単位。

8 審査料及び登録料(平成31年4月1日施行)(消費税込み)

段位別	審査料	登録料	備考
初段	4,500円	9,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 4,750円
二段	6,800円	12,000円	満70才以上登録料減額 ▲ 6,000円
三段	9,000円	15,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 7,750円
四段	11,300円	20,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 10,250円
五段	13,500円	26,500円	満70才以上登録料減額 ▲ 13,250円

9 審査会場

ロート奈良武道場(奈良市中央武道場) 奈良市法蓮佐保山4-1-2

電話 0742-26-1060

10 その他

- ① 審査当日の申し込みは不可。
- ② 受審者は一般財団法人 奈良県剣道連盟の会員であること。
- ③ 審査当日の欠席については、特別の事情が認められない限り審査料は、原則として返戻しない。
 - なお、審査日の二日前の正午までに剣道連盟事務局に電話またはFAXにて取消 の連絡があった場合は、所定の手数料を差し引き、審査料を返戻する。
- ④ 形または学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。「再受審」の受審期間は、不合格となった当該審査月から1年以内とし、回数は1回限りとする。段位審査申込書に再審査申込書(黄色の用紙)を添付し申し込むこと。再審査の審査料は初審と同額とする。
- ⑤ 受付時間に遅れると受審できない。
- ⑥ 合格登録者には後日証書を、申し込みをした所属団体に送付する。
- ⑦ 面を着装する際は、マスクまたはシールドを着用すること。
- ⑧ 受審する者は、スポーツ安全保険等に加入すること。主催者は、応急手当以外の責任は負わない。
- ⑨ 提出された申込み書類一式は返却しない。申込書に記載された個人情報は、参加資格の確認等、審査運営業務のみに使用する。
- ⑩ 剣道着に団体名、学校名の入っていないものを使用すること。袴については個人名の規制はしない。